時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第三千四十二號　土曜日
明治廿四年六月六日
舊暦辛卯四月三十日（癸、亥）
日出午前四時二十七分　入午後六時五十二分
月出午前三時五十一分　入午後六時三十三分
滿潮午前四時三十六分　午後五時一分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報の石版附錄 板垣伯の肖像

曩に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は去月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし本月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生したる場合も寡からず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

眼中人なし

政治家が局に當りて事を行ふ其目的は固より國家人民の福利を謀るに外ならざれども扨その目的を達せんとするには先づ世間の名望を博し地位を得ると第一にして政治家半生の苦心は此一事に在りと云ふも可なり即ち目的を達するの實手段にして之を名けて政略と云ふ政略の巧拙妙不妙は人に存するものなれども其目的にして既に國家人民に在りとすれば手段の爲めに目的を誤らずして其間に政略の巧なるものを見る可きのみ蓋し政治家の常として人々自から任ずると重く乃公に非ざれば天下を如何せんとの大望は比々皆な然ることなれども唯夫れ比々皆な然るが故に名望才略非常に卓越するに非ざれば獨り志を逞ふすること極めて難からざるを得ず政治の舞臺に獨芝居を演ずるは何人も希望する所にして其身に於ては愉快の上もなきことならんなれども政治の役者は獨り團十郎一人のみならず菊五郎もあり左團次もあり又ろの團菊左の役前とても單に三人のみならずして自から任ずるもの甚だ少なからざる其上に一般の觀客に於ても獨舞臺の芝居を見ることを好まざるを如何せん左れば今の政治役者の連中に獨舞臺の芝居は先づ以て覺束なしとして舞臺は暫く總持の外なけれども扨實際の談となれば總出の芝居とても亦夫れ相應の困難なきを得ず人々の技倆は各々異同長短なき能はずして例へば團十の得意必ずしも菊五の長所に非ず菊五の誇る所必ずしも左團の喜ぶ所に非ざるが如く互に長短異同あるが故に若しも銘々他の短所を云々して之を嫌ふときは總出の芝居も亦成立せざるに至る可し故に政治家の政略は獨り自からその技倆を擅にせざるのみならず他の短所を咎めずして其長所を盡さしむるに在り即ち事を共にせんとするには眼中人を見ずして唯その目的の如何を問ふ可きのみ苟も其目的を同ふせんか其人は即ち我政友にして我目的を助くるものなり以て共に事を謀る可し德川幕府の末年に當り脫藩の有志と稱するもの即ち西鄕、木戶、大久保の徒が四方に奔走出沒して頻りに勤王討幕の議を唱へ又實際に其事を計畫したるは隱れもなき處なれども斯種の人々とても其本心を問へば必ずしも德川を仇敵視するに非ず唯その因循姑息を憤りて大に爲すことあらんとしたるに外ならず又德川の政府に於ても自から因循姑息を喜びたるに非ず時を待て其積弊を改め大に爲す所あらんとしたるものにて其目的は固より有志輩の望む所に異ならざるが故に若しも時の政府の當局者に少しく政略に通ずる政治家ありて彼の有志者輩を敵とせざるのみならず門を開いて之を容れ共に爲す所あるに於ては彼輩と雖も固より目的を同ふすることなれば喜んで事を共にし却て德川政府の爲めに力を致すことも爲り大政奉還など云ふ如き末路の失敗はなかりしことならんに時の當局者に此邊の明なく漫に有志輩を嫌惡し恰も兩立す可らざるものとして飽までも之を驅滅せんとしたるは即ち政略に乏しき所以にして我輩は德川政府の爲めに惜しむ所なり今の政府の功臣輩は維新の前後に當りては何れも事を共にしたるものなれども爾來聚散離合一ならずして或は互に胡越の思を爲すものさへなきに非ずと云ふ其不和確執も愈々主義議論の合はざるが爲めとなれば致方なき次第なれども我輩の所見に於ては決して其然るを信ずること能はざるものあり今回大津の事變に政府內外の老政治家が期せずして西京に會したるが如きは即ち其胸中に國家人民あるが爲めにして政治家の本色として見る可きものなれども其の人々が平日の擧動に至りては何分にも感服せざること多く在朝在野その地位を異にするが爲めに互に和せざるのみならず或は同じ政府の中に在りながらも隱然相對立して相下らず互に奇變を逞ふするのみか意外千萬なる計略を運らして時としては漸く馬脚を露はさんとする者さへなきに非ずと云ふ畢竟其眼中に人を存し互に他の短所を認むるが爲めにして政治家の擧動としては政略に富むに似て却て乏しきものと云はざるを得ず今の政治社會に獨舞臺の所作を演じて其儕輩を壓倒し又觀客をして見るに倦ましめざる程の大立物あれば則ち可なれども既に獨舞臺を以て時勢に叶はぬことありとすれば政治役者の團菊左たるものも又は自から之を氣取るものも共々に注意し他の長所を以て我が短所を補ひ始めて舞臺の間を合せ觀客の欠伸を免るゝことを記臆せざる可らず即ち今の政治家の政略は此邊に外ならずして政略の眼中人を見ずして始めて其目的を達す可きなれども若しも然らずして銘々勝手に其拙を逞ふすることもあらんか一般の耳目は倦厭の情に堪へずして遂には其自儘なる擧動を認めざるに至ること疑なかる可し

官報

詔勅

朕貴族院伯子男爵議員選擧規則第十六條ニ依リ明治二十四年八月五日ヲ以テ貴族院子爵議員一名闕員ノ爲ニ補闕選擧ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名　御璽

明治廿四年六月四日　內閣總理大臣伯爵松方正義

〇農商務省告示第五號

北亞米利加合衆國イリノイ州シカゴ府ニ於テ明治二十六年五月一日ヨリ同年十月最後ノ木曜日マテ開設スルコロンブス世界博覽會ニ參同ノコトヲ合衆國政府ヨリ照會アリ帝國政府ヘ兩國ノ交誼ニ對シ又本邦物産ノ興隆ヲ圖リ且ツ本年三月帝國議會ノ建議ヲ納レ之ニ參同スルコトヲ諾セリ依テ同國政府ヨリ送付シタル各國出品人ニ關スル規程輸入稅免除規程及出品部類目錄ヲ告示ス其本邦出品ニ關シ特ニ規程ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ定ムヘシ

明治廿四年六月五日　農商務大臣陸奧宗光

（出品規程等ハ略ス）

〇遞信省告示第百三十七號

武藏國北豐嶋郡赤羽始メ左ノ郵便局ヘ郵便爲替及貯金事務ヲ開施シ本月二十一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

但當分ノ內小爲替振出ノ事務ヲ取扱ハシメス

明治廿四年六月五日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

武藏國北豐嶋郡赤羽郵便局　信濃國北佐久郡輕井澤郵便局
陸前國栗原郡細倉郵便局

〇遞信省告示第百三十八號

常陸國多賀郡森山始メ左ノ郵便局ヘ郵便爲替事務ヲ開施シ本月二十一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

但當分ノ內小爲替振出ノ事務ヲ取扱ハシメス

明治廿四年六月五日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

常陸國多賀郡森山郵便局　信濃國上伊那郡飯嶋郵便局
岩代國伊達郡月舘郵便局　岩代國耶麻郡關都郵便局
筑前國御笠郡山家郵便局

雜報

〇明治二十四年五月五日御歌會兼題寫

首夏朝

おきいてゝのちもねふたきこの頃のあさめさますは青葉なりけり　正風
うすきぬのたもとにかよふ朝風もはるのなごりの花やたつぬる　茂政
春かすみあとなくはれて山はたのむきのはたちに朝かせそふく　道子
なつあさもきかへてみれは大そらの霞もけさはのあらさりけり　祥子
いつのまにはるにわかれて天津風けさよりなつとふきかはりけん　有仲
さくらかは花はなかれて行く水にけさはわかはの影うつれる　光顯
あさまたきおきいてゝみれは山のはに殘れる花もなつめきにけり　光德
今朝見れはきのふの春の色もなくなへてあすゑはみとりなりけり　宗顯
まのあさけおくしら露の玉かしは青葉すゝしき夏はきにけり　長莚
花ちりて櫻のあをは今朝よりはすゝしきかけとなりにける哉　實靜
きのふみし花はあとなくちりはてゝ青葉ににほふ朝日子のかけ　實師
雲もはれ霞もきえてさやかなるあしたのうらに夏はきにけり　有經
うらはつむ新桑はらの朝月よなつまた寒きをかのへのさと　保
わかはふく風なほさむし朝戶出の衣のえりに露こぼれつゝ　勳
起いてゝ結ふしみつも心よくおほゆるけさやなつはきぬらん　守
あつさ弓春にあいつるあいろをも吹さましけり今朝の朝風　正從
うきとなくうはらかはりて飛てふのはうてもけさはなつめきにけり　正夫
しらかしのみつえの露にさしわたる朝日のかけもなつめきにけり　鋼二
夏衣かへてすゝしき朝とてにかきねのうはらかをりあひたる　久子
なつきてもなほ霞つゝおほそらのくもらぬ朝はすくなかりけり　安昌

〇福井縣の郡…
郡制を實施し…
議長代理郡參…
一名つゝ特撰…
及び郡參事會…
事の特撰に係…

足羽郡　議長代理… 郡參事會員…
大野郡　議長代理… 郡參事會員…
今立郡　議長代理… 郡參事會員…
● 敦賀郡　議長代理… 郡參事會員…
南條郡　議長代理… 郡參事會員…
遠敷郡　議長代理… 郡參事會員…

〇英國々會議…
匿を代表する…
德なる目的を…
得んとしたる…
錮の宣告を受…
リエルと呼べ…
供せん爲めバ…
企てし廉を以…
の末其罪跡も…
者ウイルソン…
刑の宣告を下…
て止を得ず十…
旨を申渡し其…
を探索して同…
氏に外ならず…
六日附を以て…
歐洲大陸より…
ッス停車場に…
を開きて審問…
バスケット孃…
孃は當時の事…
ローリエルな…
め一箇月計り…
親し且つ一箇…
約束せし故余…
を出立して聖…
十九日ローリ…
出し歸宿する…
を芝居に伴ひ…
併せてローリ…
話し置きたれ…
時に至り果し…
人をウイルソ…
して彼に紹介…